

中東情勢の影響などを受けた市内中小企業を支援

福岡市商工金融資金制度に
緊急特別融資を新設します！

福岡市では商工金融資金制度により市内中小企業の資金繰りを支援しています。この度、中東情勢の影響などを受けて、一時的に売上や利益が大きく減少する市内中小企業向けに緊急特別融資を新設し、令和8年6月1日(月)から、申込の受付を開始しますので、お知らせいたします。

◆ 資金の概要

申込要件	最近1ヵ月の売上高または売上総利益率が前年同月と比較して20%以上減少している市内中小企業等
融資金名	経営安定化特別資金(一般枠/緊急短期)
融資条件	【用途】 運転資金 【融資限度額】 1,000万円 【融資期間】 1年以内(据置1年以内) 【融資利率】 1.3% 【保証料率】 0.00~0.80%(現行0.23~1.30% ※市が最大0.50%助成) 【保証人】 原則として、個人:不要, 法人:代表者 【担保】 不要
取扱期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日

◆ 申込手順(別紙参照)

- ①福岡市へ申込要件の確認を申請
市が要件を確認後、確認書を発行
窓口:福岡市中小企業サポートセンター(博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル2F)
- ②福岡市商工金融資金の指定金融機関へ申し込み
市が発行した確認書と申込書類一式を揃えて、金融機関へ申し込み



【お問い合わせ先】
福岡市 経済観光文化局 総務・中小企業部
経営支援課 担当:坂本、岩永
電話:092-441-2171

経営安定化特別資金 (一般枠/緊急短期)

社会的、経済的環境の変化など外的要因により、
一時的に、売上の減少など業況悪化を
きたしている事業者の方へ、
短期的な運転資金を供給することで、
事業の継続・経営の安定化を後押しします。



融資限度額 1,000万円

融資利率 1.30%

融資期間 1年以内 (据置1年以内)

保証料率 0.00~0.80% (通常は0.23~1.30%)

取扱期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日
保証協会保証申込受付分まで

事前に市における申込要件の確認を受けてから、
指定金融機関にお申込みください

申込要件

1. 最近1か月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少

または

2. 最近1か月の売上総利益率が前年同月と比較して20%以上減少

申込要件の確認については裏面をご確認ください。

✔ 申込要件の確認に必要な書類

- 確認申請書
- 法人は履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し
個人は直近の所得税確定申告書の写し
- 代理申請の場合は委任状（任意様式）
- 最近1か月と前年同月の売上高又は売上総利益率を確認できるもの（※）

（※）売上高の月合計額だけを書き出した書類は、要件確認する際の資料として認めていません。

✔ 申込要件の確認の受付場所

福岡市中小企業サポートセンター 金融相談窓口

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階

受付時間：平日9時～16時30分（受付終了）

公共交通機関アクセス

地下鉄	祇園駅5番出口	徒歩約5分
地下鉄	櫛田神社前駅5番出口	// 3分
JR	博多駅博多口	// 10分
西鉄バス	祇園町バス停	// 5分

※自家用車は、商工会議所ビル駐車場、博多区役所駐車場、その他近隣コインパーキング（いずれも有料）をご利用ください。



詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

福岡市中小企業サポートセンター
経営支援課 経営金融係

福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2F

電話：092-441-2171

福岡市中小企業サポートセンター
ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/>

